

# 文書館普及活動における一つの試み

白井哲哉

## 一 はじめに

本稿は、平成八年（一九九六）度及び九年（一九九七）度における当館の普及活動のうち、私が直接に携わった二つの事業についての実践報告である。その前に、文書館普及活動をめぐる近年の議論と本稿のかかわりを簡単に述べておきたい。

周知の通り、現在の文書館施設にとって基本法と言うべき公文書館法には普及・活用にかかる規定が盛り込まれていない。文書館関係者の中には、組織体の記憶装置である文書館はそれ自体が必要不可欠な存在であるから、極端に言えば利用者がなくても設置すべきである、という意見もある。しかし、少なくとも組織体構成員としての市民の納税により運営される公立の文書館は、行政サービス機関としての性格をもつと持つ必要があり、その視点から普及活動の議論もおこなうべきと私は考えている（白井「書評 高野修著『地域文書館論』『歴史評論』五六七、一九九七）。

その意味で、平成八年は文書館普及活動論が一つの画期を迎えた

文書館普及活動における一つの試み（白井）

と言つて過言ではないだろう。この年の三月、森本祥子氏が「アーキビストの専門性－普及活動の視点から」（『史料館研究紀要』二二七）を発表した。また一月には、文書館関係機関の全国団体である全國歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）第二二回大会が、大会テーマ「史料保存の理解を求めて－文書館制度の普及」を掲げて各地の実践報告を集めた。さらに翌三月には、柴田知彰氏が「記録史料の展示に関する一試論」（『秋田県公文書館研究紀要』三）を発表した。これらの成果によつて、従来「非本来的業務」（柴田氏）として扱われることの多かつた文書館普及活動が頻繁に議論されるようになつたのである。

このうち柴田氏は、安藤正人氏の記録史料学理解（安藤「記録史料学とアーキビスト」『岩波講座 日本国史』別巻3・史料論、一九九五）に立脚しつつ、収集・整理・保存・利用の各業務を一方向のベクトルでとらえている。そしてその最終段階に「利用提供」を位置づけて、その具体例に公開閲覧と普及活動を挙げた。また、普及活動の目的を「理解者拡大」と「利用者拡大」に二分し、双方の拡

大をともにはかる必要を述べた。私もこのまとめに大筋で共感する。その上で、私は次の二つのことを考えたいと思う。第一に、文書館の運営にとって普及活動とは、最終的に閲覧利用者の増大をはかることが目的であること。ゆえに、機能及び利用方法の解説、レフアレンス体制の充実、参考図書の完備も普及活動の一環となる。第二に、市民の「知る権利」意識の高揚や生涯学習社会の到来という現状において、文書館も市民参加の新たな形を模索する必要があること。利用者たる市民と文書館はどのような関係を結ぶことができるのか。以上は、文書館の業務をとりまく問題に対応すべき実践学としての、文書館学の課題と言えるだろう。本稿はそのための試行錯誤の一例である。

## 二 「みる・よむ・しらべる」—常設展示の試み

「みる・よむ・しらべる」は、平成八年（一九九六）度及び九年（一九九七）度に実施した当館の常設展示構築のこころみである。以下、その開催に至る経過と展示の概要について報告する。

### （1）展示活動の概要

当館の展示活動は開館当初から続けられており、全体は特別展と常設文書展・収蔵文書展の二つに大別できる。それぞれの概要是表1及び表2に示したとおりである。

昭和四四年（一九六九）に、県立図書館の一課（文書課）として当館が設置された当初は、県立図書館一階ホールを使って年一回程

表1 文書館開催展示（特別展）一覧

年	名 称	開 催 期 間	備 考
昭和 44	埼玉の文書展	5/10~15	落成記念
45	埼玉の教育文書展	2/21~27	埼玉大学教育学部と共に
	埼玉県教育史資料展	10/10	埼玉会館郷土資料室で開催
	埼玉の古文書展	10/6~11/8	県立図書館創立50周年記念展
47	埼玉の交通文書展（近世）	9/29~10/3	第6回文書館文書展
48	埼玉の用水文書展（近世）	6/1~5	第7回同上
	埼玉の古絵図展	11/13~18	第8回同上
49	埼玉の交通文書展（近代）	11/13~17	第9回特別文書展
50	埼玉の伝統産業文書展	11/12~16	第10回同上
51	埼玉の社寺絵図展	11/12~17	第11回同上
52	地方金融資料展（近代）	11/11~16	第12回同上
53	埼玉の災害と飢饉文書展	11/11~16	埼玉会館郷土資料室で開催
54	後北条氏展	11/3~12/2	第14回特別文書展
55	古文書に見る江戸時代庶民の旅	11/12~18	第15回同上
56	埼玉の村絵図展	11/12~18	第16回同上
57	村のくらし	11/13~21	新館落成記念
58	落成記念文書展	6/1~29	第17回特別展
	戦乱の世と文書	11/1~29	第18回同上
59	埼玉の仏教文化	10/20~11/25	第19回同上
60	北条氏邦文書展	11/1~12/10	第20回同上
61	北条氏照文書展	11/1~12/7	第21回同上
62	岩付城主太田氏文書展	10/24~11/29	第22回同上
63	古河公方文書展	10/29~11/27	第23回同上
平成 元	北武蔵の戦国武将文書展	10/28~11/26	第24回同上
2	関東郡代伊奈氏文書展	10/20~11/18	第25回同上
3	近代埼玉の黎明	10/26~11/24	

表2 文書館開催常設文書展・収蔵文書展テーマ一覧

[常設文書展]	
昭和 50	青山文庫展(戦国期史料)、同左(地誌)、法華寺文書展、秩父事件史料展
51	明治期教科書展、見沼代用水文書展、修驗文書展
52	藤井家コレクション展、幕末庶民文化史料展、根岸友山・武香展
53	明治期における埼玉の鉄道展、埼玉の中世文書展、大正期の教育文書展
54	飯野家文書展、会田家文書展、昭和期の教育文書展
55	近世の庶民教育資料展、平山家文書展、埼玉県の成立
56	近世の古文書展(検地)
58	古文書にみる江戸時代の埼玉
59	うつりゆく庶民の旅I、うつりゆく庶民の旅II、寺子屋から学校教育へ
[収蔵文書展]	
60	寺子屋から学校教育へ(継続)、近世庶民教育から近代中等教育
61	水とのたたかい、用水をひらく
62	諸国寺社朱印状展I、文書にみる村のくらし
63	諸国寺社朱印状展II、近代の教科書
平成 元	みくだり半、農村の知識人たち
2	村絵図、黒船来航
3	鉄道素描、旗本稻生家の文書
4	東部低地(北葛飾地域)のくらしと文書、天変地異、さいたまの地図
5	さいたまの地図(継続)、さいたまの文書一近世、さいたまの文書一中世
6	さいたまの文書一近代、北足立地方の文書I、北足立地方の文書II
7	近代彩の国つくり、入間地方の文書(前期、後期)
8	市町村合併、比企地方の文書
9	近代埼玉地誌遊覧、みる・よむ・しらべる、秩父・児玉地方の文書
10	近代埼玉のイベント、大里地方の文書(予定)

※表は、各年の1月～12月に開催された展示のタイトルを列挙した。

度の文書展をおこなっていた。館としての独立設置をみた昭和五〇年(一九七五)以降は、年一回の特別展と年数回の常設文書展をおこなうようになった。常設文書展は閲覧室入口に設置された展示ケースによる小規模なもので、収蔵史料の紹介を目的とした。

昭和五八年(一九八三)の新館落成によって、当館は専用の展示室をもつことができ、特別展と常設文書展はそこで引き続きおこなわれた。とくに特別展は、「古河公方文書展」「近代埼玉の黎明」などのテーマの下に関係史料を全国から集めた大がかりなもので、記念講演会などもおこなわれた。当然に、これを担当する職員は相当の負担を抱えたという。なお、平成三年(一九九一)を最後に特別展は休止している。

常設文書展は昭和六〇年(一九八五)度に収蔵文書展と名称を改め、平成三年までは年二回、同四～六年は年三回おこなわれた。担当職員について、従来は古文書課がほぼ一手に担当していたが、平成三年の収蔵文書展「鉄道素描」から行政文書課も担当するようになった。現在は毎年両課で一回づつ計二回をおこなっている。

さて、平成七年(一九九五)度の実績をみると、「入間地方の文書」展が前期と後期を併せて約一〇〇日間、「市町村合併」展が約六〇日間にわたって開催された。しかし特別展の休止もあり、開館日数上で、なお約一〇〇日の展示室閉鎖期間が残っていた。その対策として平成六年(一九九四)頃には常設展示が構想されたが、実現には至っていない。長沢洋氏(「常設展示をめぐって」『広島県立文書

館紀要』三、一九九四）が指摘したような現実を、当館も抱えているのである。

### （2）開催に至る経緯

改めて展示室閉鎖期間への対応が話題となり始めたのは、次年度事業の広報を準備する平成八年（一九九六）一月頃だった。その後、広報担当と展示担当を中心とした新展示事業開催の可否にかかる検討がおこなわれ、運営会議で開催が決定したのは三月六日だった。その際の決定事項は次の通りである。

- ・常設展示的に扱い、「テーマ展」と位置づける。
- ・タイトルは「みる・よむ・しらべる—彩の国の文書」とする。
- ・内容は当館で利用できる各種史料の紹介展示とする。
- ・史料活用の成果として史料編さん課の刊行物を紹介する。
- ・期日は六月一日～九月一日、二二月一日～二三日の二回とする。

内容上及び日程上の都合から、古文書課、行政文書課、地図センターが共同で作業にあたることになった。平成八年度の担当者は、岡田英行、河田重三、芳賀明子、橋本栄、山下たか子、渡政和の各氏と白井で、主担当は白井である。

最初の展示担当者会議は三月一四日におこなわれた。ここでは展示の基本方針が話し合われ、「視察に使える展示」というコンセプトが打ち出された。すなわち、当館の収蔵史料とともに機能や活動についても理解の及ぶ内容が目指されたのである。またこの時に、古文書課、行政文書課、地図センターからそれぞれ展示候補史料の

リストが提出された。

第二回会議は四月二日におこなわれた。ここでは展示室のレイアウト案を各人が持ち寄り、各案を全員で検討した。レイアウトの決定は次回に持ち越したが、文書館紹介パネルを作成して導入部分に設置することが決定し、岡田氏を担当とした。

第三回会議は四月一五日におこなわれた。前週の八日に前年度の収蔵文書展を撤収した際、担当者全員で展示室レイアウトの確認をおこなつており、それに基づいて展示室構成案を検討、後述の通り決定した。また展示候補史料の検討も併せて検討した。

第四回会議は四月二四日におこなわれた。ここでは文書館紹介パネルの内容について岡田氏から案が示され、全員で検討をおこなつた。また、キヤブションの統一規格を決定し、原稿作成期限を五月二一日と定めた。このとき、最も小さい個別史料のキヤンブションの解説文は、六〇字以内に決めていた。こののち、各担当者は解説文やキヤブションの原稿作成に取りかかり、原稿は橋本氏によつて集約された。また文書館紹介パネル等は業者へ発注された。

第五回会議は五月二一八日におこなわれ、翌日からのディスプレイ作業のための打ち合わせと準備をおこなつた。そして二九日、三〇日の両日にはディスプレイ作業がおこなわれ、三一日には職員による内覧会を実施、六月一日からの開催に至つたのである。

### （3）展示構成について

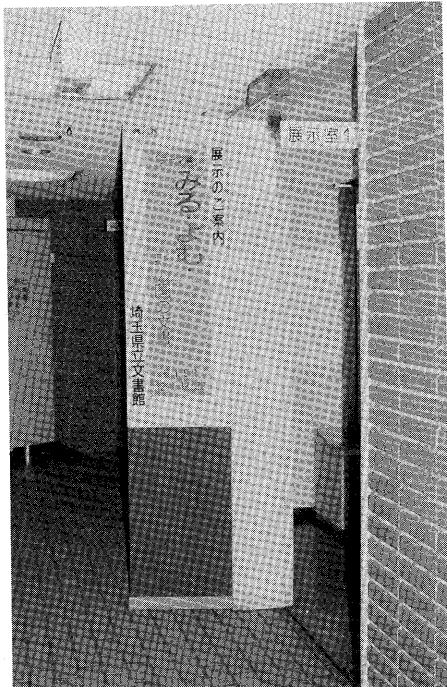
以上のような過程を経てできあがつたテーマ展「みる・よむ・し

らべる」について、構成上の特徴を列挙すると次のようになる。

・ 基本は、当館で一般利用可能な収蔵史料（古文書、行政文書＝永年保存文書・有期限廃棄文書、行政刊行物、地形図、県作成地図、市町村作成地図、航空写真、その他）の紹介である。  
・ 構成にあたっては、各課から出された展示史料をできるだけ時系列に沿つて並べ、史料管理史の視点に基づいて各史料の伝来に配慮した。

・文書館機能に関する紹介展示としての性格を持たせるため、プロローグとエピローグの構成及び解説文に留意した。

・延べ日数九六日という長期にわたる展示のため、史料の保護及び閲覧業務への影響を考慮した。具体的には、レプリカ作成済みの彩色絵図の利用、マイクロフィルム撮影が完了してCH本



写 真 1

閲覧をおこなつてゐる史料群からの展示品の選択、等である。次に、実際の展示の流れを確認していきたい。



五 直 2

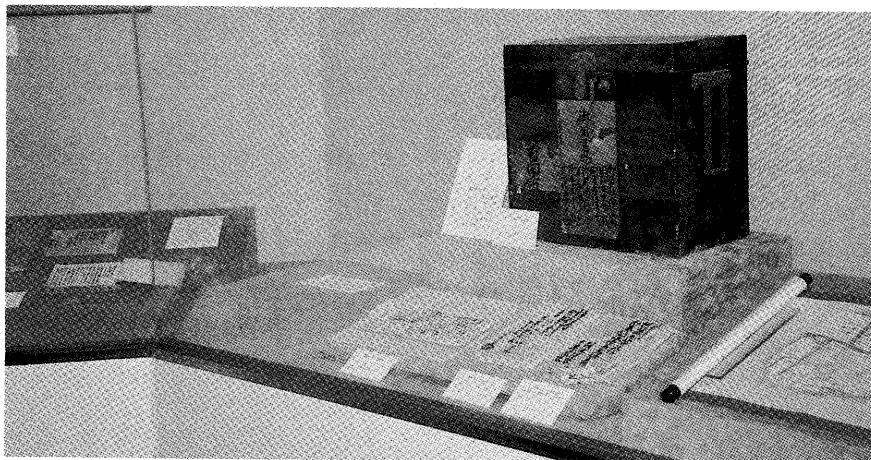


写 真 3

文書」に向かう（写真3）。ここでは、当館が制作した全国各地の埼玉関係中世文書レプリカを展示し、これらが中世における「自力救済」観念と近世以降における家格意識の中で残されてきたことを説明した。

次に向かい側の「古文書のすがた、その伝えかた」に移る。ここでは主に近世地方文書を取り上げ、村の公文書が名主たちによって厳重に保存管理されてきたことを説明した。冒頭には、名主の文書引継目録とそこに記載された史料を並べ、江戸時代の文書収納箱も展示了（写真4）。また、閲覧不可能な虫損史料と補修済みの史料を組み込んで、保存への理解を訴えた。壁には武藏国絵図などの大型絵図を掲げた。

次に「町村編制と村の公文書の消滅」へ移る（写真5）。ここは古文書展示と行政文書展示の橋渡しとして設定し、近



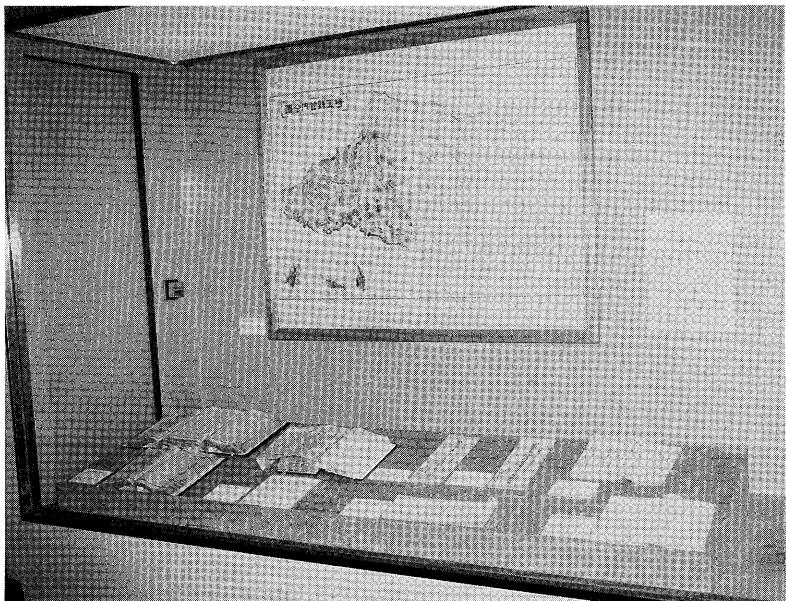
写 真 4

村編制にかかる県行政文書をあわせて並べた。コーナーの最初には壬申戸籍雑形の写を置き、解説文で現代の人権問題にも簡単に触れた。壁には埼玉県管内図を掲げ、先の武藏国絵図との比較ができるようとした。なお、向かい側の展示ケースには「地形図」を配置し、明治期の迅速図と現在の国土地理院作成地形図を比較できるように

した。

次に「行政文書と埼玉県立文書館」へ

移る。最初の覗き



写 真 5



写 真 6

として保存される一  
件文書群の構造につ  
いて図解し（図1）、  
実際の史料とあわせ  
て展示した（写真  
6）。ちなみに図1は  
原由美子氏の作にな  
る。また河川台帳付  
図について、原本は

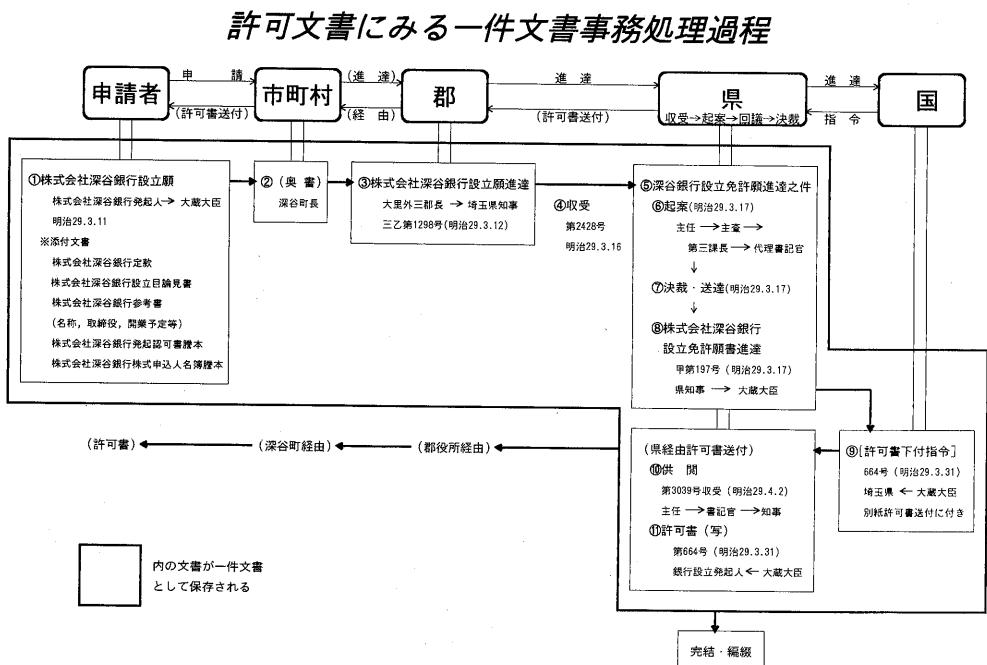


図 1

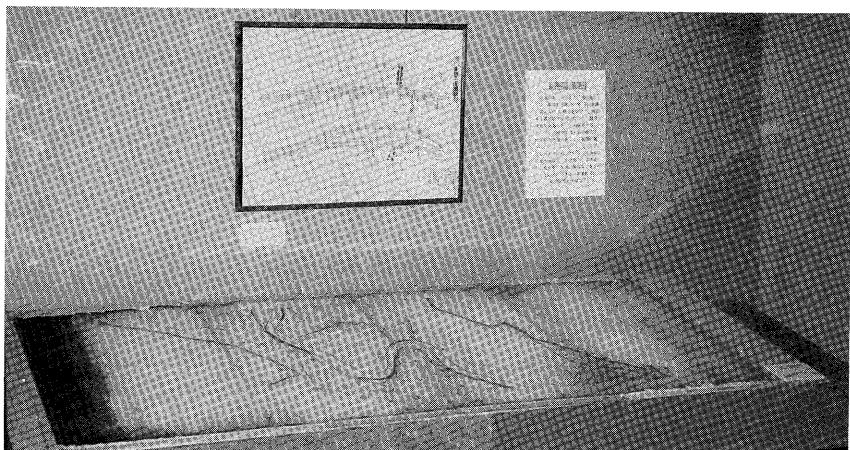


写真 7

「歴史資料」として、有期限廃棄文書の中から選別された文書を展示・紹介した。次に、県報を展示了した覗きケースを置き、統いて「県作成地図と行政刊行物、参考図書」「市町村作成地図と行政刊行物、参考図書」のコーナーへ移る(写真8)。これらは当館の重要な収蔵史料として展示に位置づけたのである。次に「埼玉全県航空写真」へ移る(写真9)。ここには密着写真と集成写真の二種類を置き、

大きすぎて展示不可能なため、行政文書中に残っている雛形原本とダイレクトプリントによる複製を同時に展示した(写真7)。その向かい側の展示ケースは

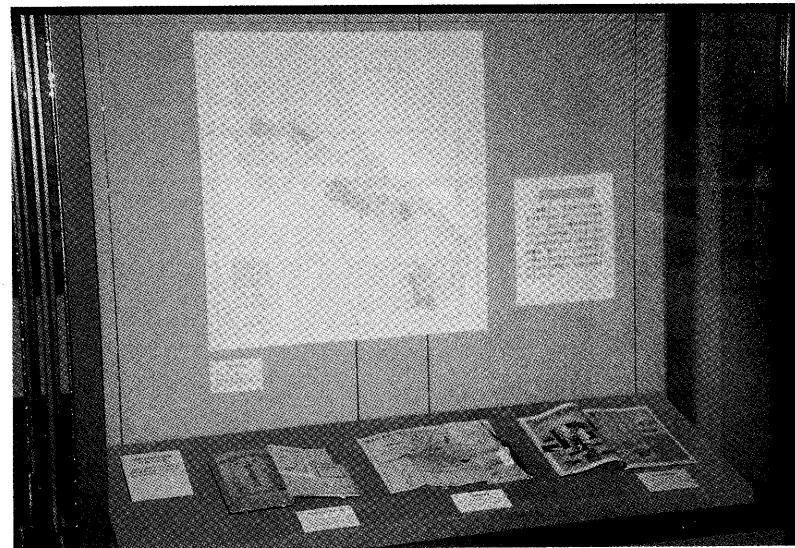


写真 8

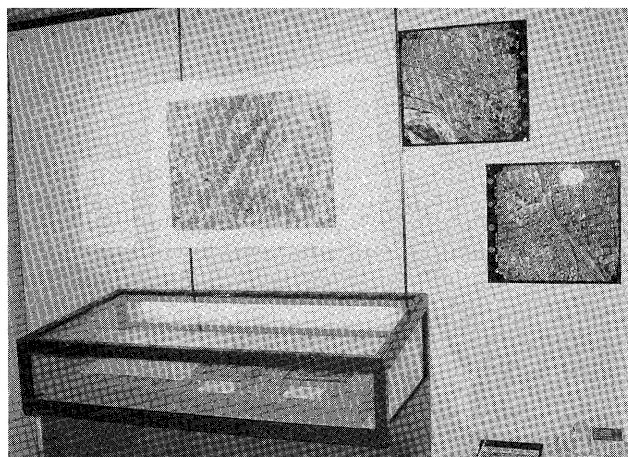


写真 9

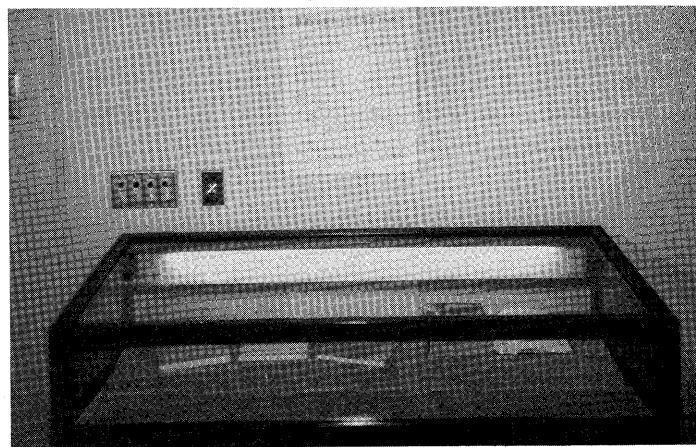


写真 10

最後に、エピローグコーナー「貴重な史料の保存のために」を置いた（写真10）。ここでは収蔵史料目録と『埼玉県史料叢書』を観きケースに入れ、史料の保存活用の意義と文書館利用への誘いの文言をパネルに仕立てた。やや長いが、参考のため全文を引用する。

「目録の刊行や史料の編さんは、史料のより広い活用をはかる方法で、文書館へ来館できない方や、もっと詳しい調査をする方のための、史料の案内役も果たしています。

文書館の史料を利用する時は、史料一点」との概要を示した目録から必要なものを探して、閲覧室で見ていただきます。史料の多くはそれ一つしかなく、館外貸出はできません。そこで原本を守るために、複製本の利用や写真等による複写をお願いすることがあります。また、実際には史料の原本は読みにくく、必要な情報を入手するのは容易ではありません。そこで誰でもわかりやすい形で史料が提供できるように、文書館ではさまざまな史料の編さんをおこなっています。

文書館ではこのように、郷土の歴史や文化を語る貴重な史料の活用に取り組んでいます。展示を見て史料に興味を持った方は、ぜひ閲覧室へおいでください。」

#### （4）反響と反省

テーマ展「みる・よむ・しらべる」の観覧者数は、九六日間で延

べ四二四〇人に達した。平成八年度は、このほかに収蔵文書展「企地方の文書」、「近代埼玉地誌遊覧」を開催し、また前年度に当館収蔵の中世文書が県指定有形文化財となつたことによる特別公開「新・指定文化財の古文書」もおこなつた。結果として、開館日数八二三四人を数えた。当館の展示実績としては、一応の成果を出せたと思つてゐる。

通常、展示室には来館者ノートを置き、感想などを書き留めてもらつてゐる。テーマ展では展示室レイアウトの都合上、ノートを置く場所が確保できなかつたので、平成八年度博物館実習生を対象にアンケートを実施した（当館は県教育委員会所轄の博物館関係施設として位置づけられ、毎年博物館実習生を受け入れている）。以下はその結果である。

#### ○文書館の展示の特徴について（感想）

- ・普通の博物館と比べると、展示内容にかなり違いがあると思つた。物質そのもの、というより文字で伝えることが主であるようだ。
- ・ものとしての重要性よりも内容が重要であるということで、博物館や美術館のように一見して感動するということが難しい。ある程度の予備知識が必要である。

多くの子供は、古文書や役所関係の文書は書いてあることがわからないので、見ないでとばすことが多い。多くの人に苦手意

識のある文書を専門に扱うのは、展示に多くの工夫を加えない  
といけないので大変だと思う。

#### ○わかりやすい展示にするための工夫・配慮（改善点）

- ・ある程度の知識がないと楽しく見ることができない。初心者にはある程度の案内があったほうがよい。

・展示担当者は、来館者の側ではなく、文書の専門家の立場から展示をつくったのだろう。たとえば「埼玉県立文書館Who's Who」パネルには写真の解説がなく、説明されるまでわからなかつた。また、ガイダンスであれば文書館の利用方法が提示されるべきである。

#### ○展示意図の達成度

- ・全体的に文書館の概要が理解できる展示だったと思う。
- ・じつくりと見られた私には十分だったが、ふらつと訪れた人がどのくらい楽しめるかというのはわからない。一目瞭然のものが増えるとよいと思う。
- ・歴史や文書についてよく勉強している利用者には理解できるのかもしれないが、僕には、史料の横についている解説パネルが難しすぎて、それだけではよくわからなかつた。大人にはパネルはいいと思うが、子供や、僕みたいな文書初級者には、子供の目線にあう所に、かなのふつてある簡単な解説文をつけてもらえばと思う。

#### ○印象に残った史料（列举）

文書館普及活動における二つの試み（白井）

文書を入れていた箱、絵図と航空写真、一件書類群の構造、秩父事件関係史料、未修復及び修復後の史料、河川台帳付図、など

#### ○その他（感想や意見）

- ・文書館が一般に浸透していないのが惜しいと思う。

・文書は難しいという先入観が多くの人にある。だけど本当は文書はおもしろい。でもそれが展示室を案内されてわかるようではまだだと思う。がんばつてもっと初心者にも理解できるような展示にしてほしい。

大学で博物館学を履修し、あえて文書館を実習先に選んだ彼らからの批判は、厳しくも積極的である。

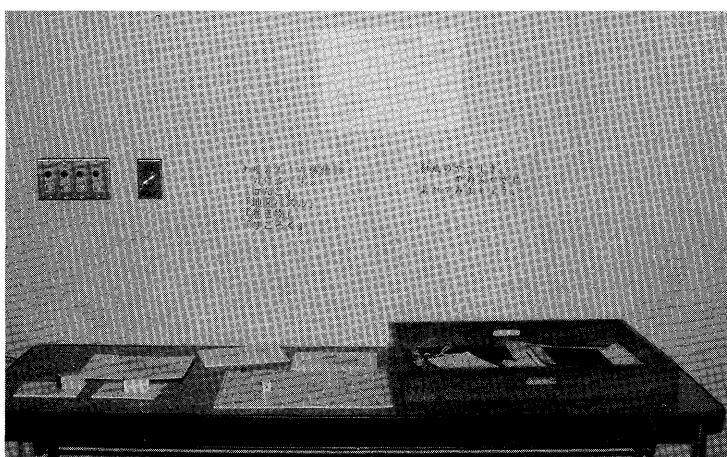
キヤブシヨンが難しいという声は、「年貢皆済目録」や「乍恐以書付奉願上候」の読み方がそもそもわからないという点から、内容理解の問題までを含んでいる。展示では義務教育修了程度の観覧者を想定したので、ある程度の知識を必要としたのは事実である。要是、一定水準の内容をいかに平易に語ることができるかであり、そこで反省すべき点は多かつた。また、文書館機能のガイダンスをめざしながら、当館の利用方法が示されていなかつたことも、改善すべき点だつた。

このほか、同じく博物館実習の見学にきた大学教員から「『文書館とは何ぞや』を正面から問い合わせた展示は珍しい」との感想を、また県の博物館関係者からは「体験参加型の展示」という評価をいたいた。

## (5) その後

平成八年度最後の展示担当者会議において、「みる・よむ・しらべる」は次年度も開催することが決定、平成九年（一九九七）度は収蔵文書展の一つとして位置づけ、五月七日から九月一四日まで開催した。担当は新井浩文、伊藤仁、岡田英行、加藤かな子、河田重三、芳賀明子、橋本栄の各氏で、主担当は岡田氏である。

展示構成上で大きく変わった部分は三つある。第一は文書館の利用方法に関するパネルコーナーを設けて、利用証の発行などを説明したこと、第二は新収蔵史料のコーナーを設けたこと、第三は当館が実施している児童・生徒対象の体験



写 真 11

これにより展示室のレイアウトを若干変更した。特に第三の点は、地図パズル・巻物・双六など講座で作成する遊具を並べ、観覧者が自由に触れられるようにして、好評を博した。

平成一〇年（一九九八）度の展示事業は現在検討中だが、「みる・よむ・しらべる」は規模を縮小して常設展示化することが計画されている。計画が実行されれば、文書館機能の紹介をおこなう常設展示と、テーマに沿って収蔵史料の紹介をおこなう収蔵展示を並行しておこなうことが可能になる。ガイダンスとしての文書館展示が、また一步進むことになるだろう。

## 三 「もんじょかん体験セミナー」—史料取扱講座の試み

「もんじょかん体験セミナー」は、平成九年度に初めて実施した講座である。以下、その経緯から実施した結果までを報告する。担当は伊藤仁氏と白井で、武井尚（古文書課長）・原田美子（行政文書課長）両氏の指導と全面的支援をいただいた。

(1) 各種講座の概要  
当館が開館以来実施してきた講座は表3に示した通りで、全体は三つに大別される。

第一は、近世史料講習会で、当館の開館以前から県立図書館が実施していた講座をひきついだものである。期間は一日通じて二日間である。開催当初の様子はすでに明らかでないが、昭和五八年（一九七八）度以降はAコース（入門編）とBコース（中・上級編）をことで（写真11）、

表3 当館の講座開催実績一覧（平成9年まで）

講座名	期間	開催年度	日数・対象者等
近世史料講習会	昭和38年～平成4年度	昭和58年～平成4年度	初級、上級の2コース、2回間
古文書解説講習会	平成5年度～	昭和58年～平成4年度	初心者対象、2日間
古文書解説講座	平成5年度～	入門～上級の4コース各2日、のち3コース各2日	初心者対象、2日間
古文書解説講習会	計4回	古文書講座2回（入門・応用）のうち1回	初心者対象、2日間
文書館講座	平成5年度～	古文書講座2回（入門・応用）のうち1回	初心者対象、2日間
もんじょかん体験セミナー	平成9年度	地図教室2回	初心者対象、2日間
文書史料取扱講習会	昭和63年度～	4日	初心者対象、2日間
古文書取扱講習会	平成58年～62年度	前期2日、後期2日	初心者対象、2日間
3d	1回	2日	初心者対象、2日間
3a	1回	1回	初心者対象、2日間
2c			
2b			
2a			
1b			
1a			

成五年（一九九三）度に事業を見直し、古文書講座二回（入門編・応用編）のほか、地図読み解説講座である地図教室二回をあわせ、文書館講座として同八年（一九九六）度まで実施した。

第三は、古文書取扱講習会で、第二と同じく昭和五八年度からはじまつた。前二者が一般県民を対象とするのに対し、これは市町村職員を対象とする。当初は、紙縫作り、虫損直し、裏打ちなど古文書の補修技術の実習を中心として、一日通しを二日間おこなつていた。公文書館法が成立した昭和六三年（一九八八）度以降は、それに公文書の取り扱いや史料の保存科学に関する内容を二日分加えて全四日間とし、名称も文書史料取扱講習会と変更して現在に至る。

右から明らかかなように、従来当館の講座は古文書解説を中心企画され、それは昭和五八年度の新館落成を契機に大きく拡充された。しかし公文書館法の成立後は、古文書にとどまらず行政文書や地図などを含めた史料全般につき、その重要性と保存活用の意義を県民各層にアピールする方向へ展開してきたと言える。「もんじょかん体験セミナー」もその延長上に位置づけられる。

## （2）企画に至る経緯

平成八年度までの文書館講座「文書に歴史を読む」について、入

門編は初心者向けにくずし字の読み方を学ぶ講座内容だが、応用編は歴史講座的な性格が強かつた。そのため講師に立つ職員には、二時間にわたって聴衆を引きつける深い内容を用意することが求められた。しかしながら、職員誰もが古文書・行政文書の読み解説や分析に

第二は、古文書解説講座で、新館が落成した昭和五八年（一九七八）度にはじまつた。当初は、初級・中級・上級の三コース（または、これに入門編を加えた四コース）を設けて、各二日づつ（一日につき土曜の午後二時間）おこなつていた。会場の確保等の理由から平

必ずしも精通しているわけではない。豊富な種類の講座を開催する近年にあって、館内部では職員の負担軽減という課題が大きく浮上していた。

一方、当館の開催講座の中心である古文書解読講習会（近世史料講習会）は、毎年の受講者の中に相当数のリピーターが存在するもの、延べ受講者数はすでに数千人に及ぶと思われる。だが、それに応じて当館の古文書閲覧者が増加しているかと言えば、必ずしもそうとは言えないのが現実である。また各職員の印象では、古文書の学習を希望する来館者は古文書のコピーを求めることが多い。それが当館などの古文書解読講座の受講経験者であっても、古文書の原本に対する関心は薄く、興味の大半はくずし字とその読み方に注がれていた。貴重な史料を将来にわたり保存し、活用の途を開くのが文書館の役割なら、人々のくずし字に対する興味を、原史料及びその保存に対する関心へと導く努力が館側には必要ではないか。そのような反省が毎年の事業担当者の胸中についた。

右の二つの事情を踏まえ、平成九年度の文書館講座について、古文書解読の入門編は従来通り実施するものの、応用編は開催形式及び内容の再検討をおこなうことが五月の打ち合わせで決定した。

### （3）事業内容の決定と募集

事業内容の再検討を決定した段階でにあがつていた案は、一般利用者を対象とする史料取扱講習会である。

コピーや写真で古文書を学習した人々にとつて、原史料は決して

身近な存在ではない。“もの”自体の大きさ、和紙の厚さ、墨の濃淡、朱などの着色、虫損や劣化の状態などを、その“もの”が数百年の時を経て現代に伝えられた事実と共に受講者へ実感してもらうこと。その際に一定の心得があれば、ある程度の虫損や破損が見られる古文書でも十分に閲覧が可能であるから、その取扱方法を伝えること。以上の二点に関する内容がまず企画された。その後、講座の冒頭に文書館への理解を深める講義を配置すること、古文書の解説はおこなわないこと、史料取扱の実習では近世の古文書と明治期の行政文書を同等に扱うこと、などが企画に盛り込まれた。

ところで当館の事業の広報は、もっぱら県の広報紙「彩の国だより」に拠っている。開催時期はもともと一ヶ月に設定されていたので、七月に古文書課と行政文書課で講座に関する話し合いが持たれ、八月には広報原稿を提出した。広報は数行足らずなので、講座の趣旨は実際に講座のタイトルのみで訴えなければならない。しかも難解な印象を読者に与えてはならない。以上を踏まえ、八月下旬に決定した開催要項は次の通りである。

- タイトル もんじょかん体験セミナー——文書の触れた・調べた

○開催趣旨 県内在住・在勤の方を対象に、文書館の史料を利用す  
る自主的な学習能力の養成を目的として、文書館学や  
史料管理史の講義、また現物史料を用いた体験学習を

通じ、史料の取り扱いや文書館の利用方法を学ぶ講座を開催する。

○主催  
埼玉県立文書館

○期日  
平成九年一月三日、二月六日、三日（全四回、各土曜日）各回とも一四時から一六時まで

○会場  
埼玉県立文書館 三階 研修室

○定員  
三〇名（希望者多数の場合は抽選）

○内容  
第一回 講義編①「文書館で文書にふれるということ」

第二回 講義編②「残してきた文書たちの歴史」

第三回 実習編①「さまざまな文書たちの姿にふれる」

第四回 実習編②「文書を探す、文書を開く」

○申し込み 「彩の国だより」で広報、往復はがきで住所、氏名、

年齢、電話番号を記入のうえ、一月八日までに（必着）文書館あて申し込み。はがき郵送以外の申し込みは一切受け付けない。

当館の古文書解説講座の応募状況は、定員三〇名に対し一〇〇名を超えるのが常である。だが今回は、古文書の解説をおこなわないの担当者を含む多くの職員が「果たして応募がどのくらい来るのか」と不安を抱いていた。広範な配布はできなかつたが、チラシを作つて館の入り口等に置くこともした。

その結果、定員三〇名に対して六四名の応募があり、電話による

講座内容の問い合わせも少なくなかった。まずは予想を超える反響と言つていいだろう。抽選により、この中から一定の欠席者を見込んで四〇名を当選とした。年齢層は、一二〇歳から七六歳までと幅広いものの、全体の四割が六〇歳代である。

（4）実施内容

次に、講座の当日において実施した具体的な内容を紹介する。

第一回は、講義編①「文書館で文書にふれるということ」と題し、講座の導入として文書館学に基づく内容を用意した。具体的には、文書館とは何か、史料保存の立場からその取り扱い方法を学ぶことの重要性、原史料の形態などから強度の歴史や文化を探る方法などについて、高橋実氏（作新学院大学教授）の講演を頂いた。なお、外部講師を依頼したのはこの回のみである。

第二回は、講義編②「残してきた文書たちの歴史」と題して、史料管理史の観点からさまざまな文書が現在まで残してきた事情や、その歴史的背景を講義した。具体的には、前述の平成九年度第一回収蔵文書展「みる・よむ・しらべる」を踏まえて、主に近世地方文書が保存されてきた背景を論じた。

第三回は、実習編①「さまざまな文書たちの姿にふれる」と題し、古文書と行政文書の原本を実際に受講者へ触れさせ、取り扱い方法を説明した。具体的には、最初に文書取り扱いの基礎知識を講義したのち、古文書の形態と特徴及び取り扱い方法について、冊（検地帳）、状（朱印状）、絵図（武藏国絵図版本）を事例に説明した。若

干の休憩後は、行政文書の形態と特徴及び取り扱い方法について、明治期の簿冊（庶務官房等）を用いて説明した。この回の最後には全員が当館の利用申込書に記入してもらい、次回までに利用証を作成しておいた。

第四回は、実習編②「文書を探す、文書を開く」と題して、実際に目録で検索し利用票に記入するという文書閲覧室における利用のシミュレーションをおこなった。具体的には、最初に当館の収蔵庫を見学し、次に利用証を各受講者へ発行した。そして、あらかじめ選んでおいた文書目録を各受講者に配布し、その中から閲覧を希望する史料を一点だけ利用票に記入してもらつて、暫時休憩とした。職員はその間に史料の出納をおこない、文書閲覧で通常おこなつている方法で各受講者へ史料を渡した。このとき虫損などで閲覧不可の史料が出る余地を作つておき、その時は事情を説明して理解を深めようとした。閲覧後は、やはり通常の方法で返却してもらい、全体の作業を終了した。

### (5) 反響

各回の受講者数は、第一回＝二七名、第二回＝二八名、第三回＝

三二名、第四回＝三一名で、受講者の実数は二三二名だった。一般に、

講座では回を重ねることに受講者数が減少し、最終回は初回の八一九割の人数になることが多いが、この講座では逆の結果が示された。

全く参加しなかつた七名は、あるいは古文書解説講座を期待した人で、当選通知を見て参加を見送つたと思われる。

第四回の最後にアンケートを実施した。以下ではそこから窺える受講者の動向や感想を分析してみたい。

#### ○過去の講座受講状況

アンケート回答者三一名中、古文書講座や歴史講座の類に今回初めて参加したと答えたのは一一名（以下、講座初心者と呼ぶ）で、全体の三分の一である。残りの二〇名（以下、講座経験者と呼ぶ）には、当館主催の講座、他の博物館等が主催する講座、公民館・カルチャーセンターの開設講座、地域の歴史サークルや研究会、古文書の通信添削講座、その他、の六種類について受講経験を尋ねた。

その結果は次の通りである。

- ・一種類の受講経験者 六名
- ・二種類の受講経験者 六名
- ・三種類の受講経験者 五名
- ・四種類の受講経験者 二名
- ・五種類の受講経験者 一名

ちなみに当館主催の講座の受講経験者は、全体の三分の一にあたる

一一名だった。

#### ○応募のきっかけ

講座初心者からは次のような回答があつた。

- ・学芸員を志望しているので、文書の扱いについて学びたかった。
- ・社会教育活動に参加してレポートを書くため。
- ・大学で古文書学を履修したが、中世文書が中心だったので行政

文書などに触れたかった。

・仕事上、昔の資料に触れることが多く、何となく興味を持つていた。

・身近な今の文化がどんな経過を経て育まれてきたのか、古人の知恵にふれたかった。

・古文書の解説ができない。文書館の利用の仕方がわからない。

回答は、古文書に限らず歴史一般に興味があつて応募したという内容が多く見られたが、中には大学等の講義内容に対する不満なども垣間見られる。アンケートには年齢欄がないので察するところ、講座初心者は若年層が多いようである。

これに対し、講座経験者の回答は次のようであった。

・古文書の勉強に役立てようと思った。

・古文書と歴史を学び始めたので、文書館の利用の仕方がわかればと思つた。

・自分の経験から離れた新しいものを探していた。

・内容が文書館の利用の仕方についてで、古文書の読み方でなかつたから。

・古文書に直接触れることができること、取り扱い方について学べること。

・歴史に興味を覚えるにつれ、自分で文書に触れ、感じ、解説できたらしいなと思つていた矢先、このセミナーを見つけた。

・講座経験者の場合はすでに古文書の学習を始めていて、原史料の取

り扱い方などを通じてそのステップアップを図つたと考えられる。

ところで両者共に見られたのは、「文書館の利用の仕方が学べるから」という回答である。裏を返せば、その存在は知つても、どうアプローチをかけてよいかわからない、「近寄りがたい」印象を当館が持たれているということだろう。

#### ○講座の印象

全体に好意的な内容を頂いたが、特徴的な回答をいくつか紹介したい。

・実際に館内を回つてみて、自分で欲している史料がどこにあるかわかり、次回利用するのに大変役立つと思う。(講座初心者)

・取り扱いについて、十分注意することの必要性を感じました。今まで文書類の取り扱いにあまり注意しなかつたが、今後は十分注意したいと思います。(講座経験者)

・文書館の閉鎖性と、それに反して公開利用の動きがあるのが不思議である。文書の取り扱い方を未だに模索中というのは意外だつた。単に文書収集にしか熱を入れていなかつたということか。(講座経験者)

・少し文書に対しての考え方方が変わりました。文書で歴史を解読していくのみではなく、文書そのものに対する学問がまた存在することもおもしろく思いました。(講座経験者)

・実物の取り扱い方法と職員の利用者に対する考え方を知ることができた。(講座経験者)

## ○文書館への要望

講座初心者の場合、古文書解説講習会を開いてほしいという希望が圧倒的に多かった。文書の取り扱い方から入門した人が、そこに書かれた内容を知りたいと思うのは至極当然だろう。講座経験者の場合はさまざまである。これもいくつかの回答を紹介したい。

- ・学校では、地方史というのは学べないので独学でやる必要があると思うが、自ら考え学べるという点で本物に触れるのはよいことだと思う。

- ・文書保存の大切さをもつと啓蒙すべきです。換金できないものに対して現在の日本人はあまりにも冷淡であるから。

- ・どんなセミナーをやっているのか、容易に探せるようにしていください。広報に載っているのでしょうかが、受け身の形でしかわからず不便です。

- ・なんとなく堅苦しい所ではなく、気軽にこられるような所になるといいですね。

- ・理解できる、読めることができれば、整理などの補助的なお手伝いをさせていただければよいな。
- ・予算等の制約もあると思いますが、もう少し回数を多くしたり、聴講人員を多くして古文書に対する関心と認識を深めるよう努力されたい。

## (6) 反省点

以上のような結果を生んだ「もんじょかん体験セミナー」は、当

館の今後の事業展開について多くの示唆と教訓を与えてくれたよう

に思う。

だが一方で反省や改善点も多い。なにぶん初めての試みだったの

で、全体の行程のマニュアル化が進んでいない。各回の内容は、講師及び担当者の「個人技」に拘るところが大きく、今後は講師や担当者が入れ替わっても同程度の内容を継続できるよう、手順・方法等を明快にしなければならない。また、この講座を通じて文書館への関心が高まつた人々に対し、当館がこれからどのようなアクセスやフォローをおこなうことができるか。今回の受講者は、明らかに当館を理解し、その運営・活動の下支えを担つてくれるだろう人々である。彼らと結ぶべき対等な協力関係のあり方をこれから摸索する必要があるだろう。

(付記) 本稿の二の内容は、全史料協関東部会一九九七年二月例会の口頭報告「文書館展示の実践的考察」の後半部を再構成したものである。前半部の内容は別稿(白井「文書館展示の実践的考察」全史料協関東部会会報『アーキビスト』に掲載予定)にまとめたので、そちらを参照されたい。また本稿の執筆と並行して、平成九年度史料管理学研修会(長期研修)レポート「文書館利用者論序説―利用・普及事業との関連で」を提出しており、その内容も一部取り入れた。最後に、執筆にあたつては原由美子氏に多大な御教示と御支援を受けたことを記して、謝意を表したい。